

考えられるわけで、そうすると残りの二千万円に対して二分の一として都の補助金が二千万円。補正後が四億円のところが対象事業費にうつくる。その三億六千万円が起債となり、残り四千万円の二分の一が都の補助金として来ることになり、今回一千万円の補正とつたわけでありす。

委員より、数字的にはそうなると思うが、最初の国庫補助が単独分の一千万円ということはどういうことを意味しているのか。国庫補助の対象でない工事をするということなのか。国庫補助をもらってやるのはいいは決まっているが、単独でやる理由を聞かせてほしい。それと、国庫補助が二億円から四億円になったということは、当初から見込めなかったのか。急に二億円から四億円に対象となったのかどうか。

関係課長より、都費の補助金の増額ですが、当初、内示というが、都の枠がありまして、前年度実績というものを踏まえて話に来るわけですが、五十六年度におうは五十五年分が五百万円であったものが五十六年度としては一千万円をお願いしていたわけで、さらにもう少しの補助金をいただけないかということをお願ひしていたところ、さらに一千万円をつけましたということになり、最終

的に十四件の事業をやれば二千万円の消化はできると、したがって補助金は五〇%ということになっています。

それから、単独分ですが、市債の減額と九百万円がふえんということで、国費補助が二億三千万円が二億二千万円となったことは当初計画路線の中に先般発注した中央五号幹線の推進工法があり、豪注や仮設抗等が安くつたということから二億三千万円から二億二千万円にやっているとということになったわけになっています。そうしますと、市債も下がるのが当然です。

また、部長より、国庫補助の減額でございますが、これを予定しておりますした事業箇所はそのままで、事業費の内容におう設計等で一千万円減額になってきたが、そのために補助金が六百万円減額になったわけでございます。それから、下水道債の件で国庫補助は対象の関係で当然一千万円が減額となっておりますが、総体的に十五億三千九百万円の子算があり、それから国庫の分を引いて十二億円ぐらいの子算となり、今後発注するものもありますので、これを一千万円を単独分として残してあるわけですが、それに起債がかつてきたということでございます。

それから、部費の関係ですが、当初二億円を予定していたことが都との折衝により、この事業費を四億円にふやしていただいたので、一千万円の補助金が増額となったわけでございます。

以上のような説明があり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告のように、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告といたします。

○議長(末次性男君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十五号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。よって議案第九十五号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第十四議案第九十六号昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君)

御指名でございますので、昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)について御報告申し上げます。

本案に対する委員会の審査結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容について大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

所長より説明がありました。

まず歳入の受託水道事業収入の管理収入でございますが、今回四千八百五十万円の補正で、それから建設工事収入として九百七十五万をそれぞれ補正しようとするもので全額これは町の支出金でございます。

次に水道管理費で配水費委託料として二百万円、これは漏水調査の委託料でございますが、五十五年度で調査、修理をした所が一年後漏水がどうなっているかということを追跡調査して今後の漏水対策の計画立案の資料にしようということでございます。牛浜と本町が主でございます。工事請負費で四千六百五十万円、これは下水道工事等の工事に関連して水道管が支障となつて、そういうものを移設工事をしようということで、主として下水道関係です。

次に建設改良費の水道改良費で九十五万の補正で、これは消火栓の新設要請もあり次の配水管の新設工事に伴い三基を追加するものであります。

水道建設費で八百八十万の増ですが、当初配水管の新設を八件計画していましたが、国道一六号と熊野橋から栄通りまでの道路工事が行われるのではないかと、ということで水道としても計画をしたが、これが中止となり私もそれによつて中止となつたわけです。また加美地区で二件新設計画を立てたが、予算関係で

昨年繰り上げ施行されて四件が予算措置され、これに対して下水道の道路関係ということが大聖病院から国道までの部道、それにわらつけ街道から国道までの間、それと東福生駅と北側の加美三号線を舗装の打ちかえをすること、これについては国道が広がる工事で予定されているが、国道に二百五十ミリ管を布設しようということと、部との協議で決まったが、そこまで持つていく管がまたまた幹線II—II号線に入るのが効率的であろうと、現在は百五十ミリが入っているが、これを二百五十ミリにしたいということと、東福生駅の北側、あるいは熊川保育園の前を下水道工事を予定しているということと、この下水道工事を打ち合わせて新設工事をしよう。それから一中の西側の七屋踏切の所で道路新設があるということで、新設工事に先行して行うということで、以上五件の関係で差し引き不足額八百八十万を今回補正をしたい旨説明がありました。

本安木についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告のように原案どおり決定

くだりますようお願ひ申し上げ、審査報告といたします。

○議長(末次性男君) 以上が委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十六号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第九十六号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十五議案第百号財産の取得についてを議題といたします。

本安末については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長か

ら報告を願います。

(総務委員長 石川慶二郎君登壇)

○総務委員長(石川慶二郎君) 御指名がございましたので、議案第百号につきまして、委員会における審査概要を御報告させていただきます。

なお、お手元にご置きます審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。(議案審査報告書)別添参照

この問題についての質問といたしましては、今回買い上げるべきであるという結論に達したメリットと申しますか、その辺についての説明を求めたいというふうなことでございました。

これに對しましては、貸し付けて買って置き、それをいつかまた買い戻すのであるのなら、いつかの最初から貸し付ける金があるんだから自己財で買ってしまつた方がベターではないかと、基金として積んできたのだからこれを早く消化する方がベターではないか。そういうことによつて財政的に見通しを立てて、公社としてはたとえばほかに次第を立てるなら立てると、そういうふうなことで自己財で買収するといった考え方からであるというふうな答弁がございました。

もちろんこれは児童急増の見込みがないという前提に立つた対処の仕方であるわけですが、まして、しかし、ここ五、六年急増という可能性というものは見通しとしてはないというふうなことであるからでございます。

私も総務委員会は審議をする前に現地を視察をしたわけでございます。

また、購入した現地の建設開始までの期間の管理をどうするかといった問題については、たとえばフェンス等を張る、そしてたとえば社協などに団体でもし使いたいというんだんならば財政的措置を余りかけないで、それらを利用者たちの責任に基づいてお貸しすると、そして、その利用者たちに管理等を整備をしてもらおうといった手法等を考へてみたといったような答弁でございます。

お諮りいたしましたところ、全員一致で可決の運びとなりました。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告書どおりに御決定くださいますようお願いを申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十六陳情第三号商業用裝飾灯建設改修等の補助金増額に関する陳情書を議題といたします。

本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高永物惣八君) 御指名でございますので、陳情第三号商業用
裝飾灯建設改修等の補助金増額に関する陳情書について、御報告申
し上げます。

本案に対する当委員会の審査結果は、お手元に配付の審査報告書のと
おりであります。報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容について大略
を御報告させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

各委員より、補助金増額ということで、これは建設改修等に際してはと
あります。建設改修だけなのか、それらの維持管理費はうたてられていないが、
その点はどうか。

また、ほかの委員より、確かに維持管理費も大変であるが、現在市でいただ
いているのは防犯灯の役目をして、ということ。電気料の一部をいただいているのが
現状でございます。ですから、維持管理費もさらに補助をしていただければさら
に結構ですが、この陳情の中に入っておりませんが、補助をしていただければなお結構
だと、希望王としてはそういうことであらうと思います。

本陳情ですが、裝飾灯の建設や改修において補助金を増額していただくとい
うことですが、すでに補助金は出しておるわけで、この問題はたしか補助金等検討委
員会でも出たと思うが、要するに、裝飾灯が防犯灯の役目をしているということあり
ますけれども、区域によっては全部が全部補助金を出しているのか。当然一部は出して
一部は出さないということだとむずかしい問題がある。いますでどういう所に補助金を
出してきたのか、その点をお聞きしたいと思います。

担当課長より、設置の場合、資料にございますように、商業用施設として装
飾灯、アーチ、アーケード、消費財のための駐車場ということがございますけれども、いま
までに中央商学会、熊川武蔵野商学会、栄通り商学会、西銀座商学
会等に補助を出しております。現在、商業灯のある商学会は中央、西銀座、
中銀座、東銀座、栄通り、それと熊川の一部の熊川武蔵野の各商学会、
計六カ所となっております。たまたま今回陳情されたところの地区については昭和
四十三年ごろ設置されたということで、市からは当時は補助をしていないと思
います。

委員より、この補助金交付規則は昭和四十八年にできたということで、これ

以降にその対象となつて補助を出した例をお聞きしたい。

課長より、年度順に申し上げますと、五十五年度で中央商栄会の駐車場、五十六年度に同じ中央商栄会の商業用装飾灯の修繕、熊川武蔵野商栄会の装飾灯、栄通りの商業灯の設置、五十三年度に中央商栄会の駐車場の修理と便所の改修工事、五十四年度に中央商栄会の装飾灯の修繕、西銀座商栄会の商業灯の修繕、五十五年度に西銀座商栄会のカラー舗装、栄通りの装飾灯の改良工事等が大きなものである。

以上で説明は終わりました。

お諮りいたしましたところ、全員異議なく陳情第三号は採択することに決定いたしました。

よろしく御審議の上、委員会の決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。報告いたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

陳情第三号に対する委員会の報告は採択と決定であります。

本件は、委員会報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて陳情第三号は、委員会報告どおり採択と決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十七議案第百二号基地周辺整正備対策に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(二十四番 塩野鉄之助君登壇)

○二十四番(塩野鉄之助君) 御指名によりまして、議案第百二号につきまして私からその趣旨について簡単に御説明を申し上げ、皆様方の御理解を賜りたいと存じます。

当中の行政面積の三分の一を占める横田基地とわが福生とかかわり合っているところから、早くも三十数年が経過し、その間におきまして関東集約等幾多の問題と変遷を経て今日に至っていることは御承知のとおりであります。ことに最近では核の問題が大きな社会問題となり、当市でも頭を悩ましたことはまだ身に新しいことであります。

さらに政府における第二臨調による財政上の引き締め方針が明らかとなり、特に防衛施設関係予算も現状維持はあろうかマイナスとなることも直ぐ慮られている現況であり、好むと好まざるを問わず当市においてその影響を受けるは必定であります。

そうした現況の中で、私ども基地対策特別委員会におきましては、将来展望的に立脚した市行政を推進する上から、あるいは多々種にあたる市民の要望にもこたえるためにもこの防衛補助事業のより充実した施策が必要であるとの委員全員の意見の一致を見、お手元に御配付申し上げたように、四項目にあたる意見書を国に提出することになった次第であります。

なお、四項目の内容は、お手元に御配付申し上げておりますので御参照賜り、

よろしく御審議をいただきたく、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます。説明にかえらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十番(遠藤洋一君) 塩野議員からの四つの項目につきましては私も大変に納得するところがあると思うんですが、意見書の内容で一つだけ質問させていただけます。

五行目になりますけれども、「当市議会は今までも政府当局に対し、安定した基地機能を維持するためには市民の要求に応えた基地周辺整備対策の、より充実した施策が必要であるとしてその実施を求めてまいりましたが」というところで質問いたします。

いままで、このような形で当市議会がその実施を求めてまいりました具体的な部分に關しまして、提案者から説明をいただきたいと思っております。

○二十四番(塩野鉄之助君) 遠藤議員の質問、これは市民の要望にこたえるためにこの防衛補助事業のことでございすか。そういうことですね。(はい、それで

いと思います」と呼ぶ者あり）　どういふことですか、もうちょっとはつきり……余り大きな声で言わないからわからなそうです。市民感情ですか。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）　暫時休憩いたします。

午後三時三十九分　休憩

午後三時四十分　開議

○議長（末次性男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○二十四番（塩野鉄之助君）　ただいま遠藤議員からの質問でございますが、いまはつきり言っていたんですが、もうすでに遠藤議員もおわかりのとおりでございます。すけれども、KPCP問題につきましては当初から住民の感情をやわらげたり、あるいはやはりこれだけの横田基地というものは御承知のとおり純然たるアメリカ基地でございます。市民感情あるは市民、それにプラスになるべきであるというふうなことでいろいろの要望をしております。

御案内のとおり、図書館、あるいは市民会館、あるいは地区会館、その他、

よその市町村よりも、たとえば体育館につきましても、あるいは諸施設につきましても、基地があるためにということではございませんけれども、われわれはいままでいろいろ国に要望をしておりますが、基地があるために迷惑をこうむっている。このことにつきましては、基地対策委員会としては強く国に要望し、今日その実現を見たわけでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○十番（遠藤洋一君）　それともう一つ質問がありますけれども、この安定した基地機能を維持する」というところが少し気になっているわけです。

御承知のとおり、基地に三分の一を占有され大きな制約を受け、騒音被害も大変に受けています。このところを勘案した上でも安定した基地機能を維持するためというところについて、もう少し詳しい説明をいただきたいんですが、すなわち、安定した基地機能を維持するということとは一体どういうことなのか。つまり、米軍の基地機能を維持するということなのであります。どうか、どうかというところについても伺いたいと思っております。

○二十四番（塩野鉄之助君）　お答えします。

その問題は住民の生活安定でございます。それには基地があつていいという

ことはございません。あくまで、基地があるために不安定な気持ちもありまして、それを何らかの形で住民がやはり安定する気持ちと現実にあわせて、そういうふうなことをして来たということだと思っております。

なお、この問題について、四項目につきましてはそれなりの皆さんも御心配でございますが、財源はさあめ、お隣の羽村町におきましては福生とは十二億円も違うわけでございます。行政面積は同じでございます。基地対策特別委員会といたしましては、絶えず国に対してこの問題につきても強く要望申し上げ、そういうものが今回の意見書として国に提出するわけでございます。

御納得いただくかどうか分かりませんが、御納得いかないでしたら御質問をお受けします。

○十番(遠藤洋一君) いまのところですけれども、やはり、この文章はおかしい。特に安定した基地機能を維持するところと、市民の感情をやわらげ、安んずるところと、いうことにはならないと思ひまして、私はやはり安定した基地機能を維持するためには云々というところにつきまして非常に疑問を持っております。したがって、この意見書そのものに対する疑問がありますので、この意見書に賛成しがたい

と思ひましたので、それなりの措置をお願いしたいと思ひます。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

本会案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし、異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本議案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立多数であります。よって原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 三時五十分まで休憩いたします。

午後三時四十四分 休憩

午後三時五十分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。